

○経済産業省告示第二百九号

産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第二百九号）第十四条第一項第一号の規定に基づき、産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第一項第一号の資産評定に関する基準を次のとおり定め、平成十九年八月六日から適用することとしたので告示する。

平成十九年八月六日

経済産業大臣 甘利 明

産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第一項第一号の資産評定に関する基準

産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第一項第一号の資産評定は、以下に定める方法によって行うものとする。

一 売上債権

- 1 各債権金額から取立不能見込額又は貸倒見積り額を控除した額を時価とする。
- 2 相手先の経営、財政状態等信用力を評価して算定する。なお、信用力の高い先に対する債権は減算不要とする。
- 3 過去の瑕疵に基づく減額率や回収実績等を参考に一定割合を減額控除することも可能とする。
- 4 子会社等の関係会社宛の売上債権のうち清算予定会社宛の債権については、清算配当等により回収が認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取り扱う。

二 棚卸資産

- 1 商品・製品については、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額を時価とする。
- 2 半製品・仕掛品については、製造販売価額から完成までに要する費用、販売費用、完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額を時価とする。
- 3 原材料等については、販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料は再調達価額を時価とする。
- 4 品質低下、陳腐化している棚卸資産及び大幅な値引きを余儀なくされるものについては、予定処分価額にて調整し時価とする。

三 販売用不動産

- 1 開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産については、棚卸資産としてみなし、正味実現可能価額（販売見込額（売価）－アフター・コスト）から販売努力に対する合理的見積利益を控除したものを時価とする。
- 2 開発後販売する不動産については、開発後の正味実現可能価額から、造成・開発後

原価等、今後完成するまでに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額とする。

- 3 販売可能見込額については、市場価格が存在する場合はその市場価額とし、存在しない場合は不動産鑑定士の鑑定評価額、一般に公表されている地価又は取引事例価格及び収益還元価額等の合理的に算定された価額を適用し算定する。

四 前払費用

- 1 原則として全額減算する。ただし、当該契約解除により現金回収が見込まれるものについては回収可能見込額をもって時価とする。
- 2 建設業等における未成工事支出金については、棚卸資産、前途金、前払費用の複合的性質を有するため、これらの評価方法を複合的に考え、時価を算定する。

五 貸付金

- 1 原則として、貸付先の決算書の入手等により財務内容を把握し、回収可能性に応じて各債権金額から貸倒見積額を控除した額を時価とする。
- 2 金融業等で全貸付先の決算書等の入手が困難な場合は、関係会社等貸付金を除いて、一般の売上債権に準じて評価する。
- 3 回収可能性が不明確な役員等への貸付金については、原則として全額減算する。
- 4 福利厚生のための住宅取得資金等の従業員宛貸付金については原則として減算不要とする。

六 未収入金等

- 1 原則として一に準じて評価する。
- 2 仮払金のうち、本来費用処理されるべきものについては減算する。
- 3 経営者への仮払金については回収の可能性を判断し回収不能見込額を減算する。

七 事業用不動産については、事業継続を前提に不動産鑑定士による鑑定評価額、簡易鑑定評価額等を時価とする。

八 その他償却資産については、市場価格があるものについては当該市場価格、市場価格が存在しないものについては、再調達価額を求めた上で、当該資産の取得時から評価時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価格、又は当該資産から獲得されるキャッシュフローに基づいた収益還元価額とする。

九 リース資産

- 1 ファイナンス・リース取引に該当する場合は、未払リース料相当額は負債として計上し、見合として担保対象としてのリース資産を資産計上する。
- 2 リース資産の場合は八に準じて評価する。

十 無形固定資産

- 1 観察可能な市場が存在する場合は市場価格を時価とする。
- 2 市場価格がない場合は、専門家による鑑定評価額や取引事例に基づき合理的に算定された価額とする。

- 3 類似した資産がなく合理的な評価額を見積ることができない場合は全額減算する。
- 十一 有価証券
- 1 市場価格がある有価証券については、当該市場価格に基づく価額により評価する。
 - 2 市場価格がない株式（出資金）については十二に準じて評価する。
 - 3 市場価格がない社債等の債券については五に準じて評価する。
- 十二 関係会社株式
- 1 市場価格がある有価証券については、当該市場価格に基づく価額により評価する。
 - 2 市場価格がない場合は、財務内容、事業内容を把握し、純資産方式、収益方式、配当方式、比準方式又はこれらの併用方式等、合理的評価方法に従い算定された価額で評価する。
 - 3 業況不振先や財務内容が不明な先の株式は原則として全額減算する。
- 十三 その他の投資
- 1 敷金については、契約により返還時に当然に控除される額がある場合はその額を除いた金額とし、また、原状回復費用の見積りを控除した価額とする。貸借不動産に担保権が付される場合は、貸借が担保権に対抗できるか等の問題を考慮し、回収不能額を見積り減算する。
 - 2 建設協力金については、返済期日までのキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により評価する。ただし、返済期日までの期間が短いもの等、その影響額に重要性がないものは、現在価値に割り引かないことができる。
 - 3 差入保証金については、貸主の財産状態を勘案し差し入れ保証金の債権金額から貸倒見積額を控除した額とする。また、営業取引に係る保証金は、五に準じて評価した額を適用する。
 - 4 ゴルフ会員権等については、会員権相場のあるゴルフ会員権は相場をもって時価とする。会員権相場のないゴルフ会員権については、入会金部分については全額減算し、預託保証金は額面金額から貸倒見積額控除後の価額とする。
 - 5 保険積立金については、評価時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額とする。
- 十四 繰延資産については、全額減算する。
- 十五 繰延税金資産及び繰延税金負債については、税務上の資産の評価損益の計上、事業再生計画の内容等に基づき、必要額を調整する。
- 十六 裏書譲渡手形・割引手形については、割引手形買戻債務を認識し負債計上し、見返り勘定として実際に回収が見込める金額を手形遡及権として資産計上する。
- 十七 貸倒引当金
- 1 個別引当ての設定対象となった債権については、この評定基準に基づき評価損の計上が行われているときは、当該債権の貸倒引当額を取り崩す。
 - 2 一般引当てについては、この評定基準に基づき引当率算定の見直しが行われ評価損

が計上されたときは、一般引当での貸倒引当額を取り崩す。

十八 その他の引当金については、引当金の設定対象となる資産・負債についてこの評価基準に基づき評価の見直しが行われているときは、関連する引当金については取り崩す。

十九 退職給付引当金については、遅延認識等の積立不足額を一時に認識し計上する。

二十 保証債務等

1 保証債務については、債務者が債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が債務を履行しその履行に伴う求償権が回収不能となる可能性が高い場合、保証債務の総額から、主たる債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見込額を控除した額を負債に計上する。

2 決算以後に保証履行した、又は保証履行を請求されている保証債務がある場合は、当該金額と1で算定した必要額のいずれか大きい金額を負債に計上する。

3 他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が履行されるおそれが高い場合も、求償権相当額から回収見積額を控除した額を負債に計上する。

二十一 デリバティブ取引

1 取引所に上場している取引は、最終価格を時価とする。

2 取引所の相場のない非上場取引の時価は、市場価格に準ずるものとして以下のような合理的に算定された価額とする。

(1) 取引システムでの気配値による方法

(2) 割引現在価値による方法

(3) オプション価格モデルによる方法

3 ただし、ヘッジ取引についてはヘッジ対象資産・負債についてこの評価基準により評価が行われた場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引についてこの評価基準により評価する。